



様式第2号

令和5年10月23日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 日本共産党・市民の声
代表者名 新井 文雄

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分
2 参加者氏名

新井文雄	鈴木友之	宮坂裕之	

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議会のコンプライアンスについて」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和5年10月10日(火) 午後1時27分～午後3時30分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「議会のコンプライアンスについて」

(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議会のコンプライアンスについて

議会としてのコンプライアンスは、法令の遵守はもとより、倫理観、公序良俗などの法令違反とは言えない政治倫理等の広い分野に及ぶことが語られ、そうした法令等の違反への対応として、地方自治法・委員会条例・会議規則違反等、必要に応じ懲罰や罰則での対応。法令以外の議会の先例・慣例・議会運営委員会申し合わせ等を守らない者への対応として、勧告等での対応が語られた。議会の権限等を規定した法律として、憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等があるが、議会を法律等で細かく規定すると円滑な議会運営をすることが困難なため、その隙間を埋めるために先例や申し合わせがあり、先例等も時代や実情に合わせ必要に応じて協議の上、全会一致で運用していくことが望ましい。そして、議会の運営に関して法律等で細かく規定していないその意義は、議員は住民の直接選挙で選ばれ負託を受けた選良であり、良識や常識を持ち合わせているという前提が法律上想定されていることが語られた。

(2) 議会外での不適な言動への対応について

近年、増加しているSNS等による議会外での不適切な言動への対応については、個人情報漏洩や議会で定めたガイドラインが守られてないとして辞職勧告が決議された事例が示された。

(3) 議員の発言権について

議員の発言権について、発言の自由の原則は、議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できることを言うが、制約もあり、議員は、無礼な言葉

を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。議員は、議会の品位を重んじなければならない等、事例の議会録画映像などを交えて話された。国会議員と地方議員の発言に対する保障の違いについて、国会議員は憲法51条で免責特権があるが、地方議員は、憲法・地方自治法ともに規定がないことや、発言権があるからと、不穏当発言（良識を有する者が発言しない発言）や不規則発言（議長の許可に基づかない発言）も多くの議会で問題となっており、幅広い議員の発言事例について、また、その発言に対しての対応の仕方についての説明があった。

5 感想・所見

円滑な議会運営をするために、法律等の規定を遵守することは当然のことながら、それぞれの議会での先例・慣例・議会運営委員会の申し合わせ等を重んじ対応することの重要性を改めて認識した。

また、議員の主義主張を発信することも重要と考えるが、そこには当然、発言への責任があり、議員の倫理感が問われることとなることから慎重に行う必要があると実感した。

議会の発言権については、不穏当発言等に対して、今後の議会運営でどのように対応が出来るか非常に参考になった。